

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 110

【共通】問1 以下の消防法第8条の2の4の条文中の空欄に当てはまる用語の組み合わせとして正しいものを(1)~(4)の中から選べ。

学校、病院、…その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の(イ)について(ロ)が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、(ハ)についてその(ニ)が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

- A 防火戸 B 避難の支障になる物件
C 閉鎖の支障になる物件 D 避難上必要な施設
- (1) イ：D ロ：C ハ：A ニ：B
(2) イ：D ロ：B ハ：A ニ：C
(3) イ：A ロ：B ハ：D ニ：C
(4) イ：B ロ：C ハ：D ニ：A

【消防用設備等】問1 設備等設置維持計画に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 設備等設置維持計画は、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し、当該特殊消防用設備等について総務大臣の認定を受けようとする者が作成する計画である。
- (2) 防火対象物の関係者は、通常用いられる消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を用いる場合には、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いなければならない。
- (3) 設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価を性能評価という。
- (4) 消防長は、特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、その維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

【消防用設備等】問2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の判定に係る「基準面積」とは、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計をいう、とされている(消防法施行規則第12条の2第1項第1号参照)。この「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分(消防法施行規則第13条の5の2、この間では「当該部分」という。)」に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該部分は、手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室又はレントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、若しくは廃棄する室に限られる。
- (2) 当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の

延べ面積の3分の1を超える場合、基準面積算定上は、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の3分の1をもって当該部分の床面積の最大値とする。

- (3) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分(直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するものは、当該部分に該当する。
- (4) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分は、当該部分に該当しない。

【防火査察】問1 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 警告は、命令の前段階措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたり、命令とことなり警告自体には法的な強制力はない。
- (2) 警告や命令の履行期限は、個々の違反事項について社会通念上は正可能と認められる客観的所要日数と火災予防上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。
- (3) 命令書を送達に利用する内容証明は、郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明するものである。
- (4) 不利益処分該当する消防法に基づく命令を行う場合には、行政手続法の適用を受け、処分を受ける者に対して聴聞の手続きを経た後でなければ命令を発することはできない。

【防火査察】問2 消防法(以下「法」という。)第5条の3第2項に基づく措置に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第2項に基づく措置は、略式の代執行と呼ばれ、行政代執行法に基づく代執行において行われる戒告及び代執行令書による通知の手續を省略した手續である。
- (2) 法第5条の3第2項に基づく措置を講じることができる主体は、法第5条の3第1項命令を行うことができる消防長、消防署長その他の消防吏員である。
- (3) 法第5条の3第2項に基づく措置を講じる場合は、原則として、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告する必要がある。
- (4) 法第5条の3第2項に基づく措置を講じて除去した物件を保管する場合は、適切に保管するとともに、災害対策基本法に準じて、保管を始めた日から起算して14日間、保管した物件の名称又は種類等の内容を当該消防本部又は消防署に掲示

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 適用されるため、誤り。
 (2) 消防組織法の適用を受けるため、誤り。
 (3) 支配下が要件であるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 合理的な経路及び方法であれば該当するため、誤り。

〔行政手続〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 申請の説明であるため、誤り。
 (2) 義務付けられているため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 到達されたときであるため、誤り。
 (5) 添付書類も不備があってはならないため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (1)

解説 難救助活動は、陸上と水上の各隊が連携を図り、各指揮者を統括して活動することが効率的な救助活動に繋がる。

問2 答 (2)

解説 駅関係者にはアルバイトの職員がいる場合があることから、必ず鉄道職員に列車の運行停止等による安全措置の確認を求め、その結果、安全が確認できた場合に活動を開始する。

問3 答 (3)

解説 船舶は、鉄、アルミ、強化プラスチック等の材質で建造されていることから、熱伝導が速いととも燃焼速度も速い。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 救急業務実施基準第5条参照。隊長は、上司の命を受け、隊員及び准救急隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。」とされている。

問2 答 (5)

解説 救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年7月1日付 消防庁告示第2号）第3条及び第4条参照。

問3 答 (1)、(2)

解説 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（平成21年3月4日付 消防救第60号消防庁救急企画室長通知）参照。

予防技術検定模擬テスト

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) × 消防法第17条第3項。設備等設置維持計画を作成するのは、防火対象物の関係者である。
 (2) ○ 消防法第17条第3項参照。「通常用いられる消防用設備等」の定義は消防法施行令第29条の4第1項参照。
 (3) ○ 消防法第17条の2参照。
 (4) ○ 消防法第17条の4第2項参照。

問2 答 (2)

- 解説 (1) ○ 消防法施行規則第13条の5の2第1号、同第13条第3項第7号・第8号参照。
 (2) × 同規則第13条の5の2参照。3分の1でなく2分の1である。
 (3) ○ 同規則第13条の5の2第2号口、同13条第3項第6号参照。
 (4) ○ 同規則第13条の5の2第3号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 行政手続法では、処分を受ける者に対し、聴聞又は弁明の機会を与えることが求められているので、不適當。なお、行政手続法では、不利益処分の内容により、聴聞又は弁明の機会を要しないと規定があり、消防法に基づく命令の多くはこれに該当するので留意する必要がある。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 法第5条の3第2項に基づく措置を講じることができる主体は、消防長又は消防署長のみであるので、不適當。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 いずれの危険物も、分解又は発火を起こさないよう、過熱を避けることとされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第25条

問2 答 (3)

解説 高圧ガスの危険性の程度に応じ、危険物と高圧ガスとの混載禁止の例外とされる組み合わせが定められている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する規則第46条第1項第2号

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の7

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 消防法第8条の2の4参照。